

# 群馬県温泉事務指導要綱

## 目次

- 第一章 総則（第1条）
- 第二章 温泉の保護等（第2条―第24条）
- 第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第25条―第33条）
- 第四章 温泉の利用（第34条―第57条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）、温泉法施行令（昭和59年政令第25号。以下「施行令」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則第38号。以下「細則」という。）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第二章 温泉の保護等

### （温泉保護対策基準）

第2条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による許可の申請は、温泉保護のため、次の基準を適用する。

- 地熱発電開発に伴う掘削等許可申請の場合は、「地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準」（別表第1）（以下、「取扱基準」という。）を適用するものとし、本条第1項第2号から第3号、第3項各号及び第4項は適用しない。
  - 掘削深度が500メートル以深の掘削（以下、「大深度温泉掘削」という。）に係る許可の申請の場合は、「大深度温泉掘削基準」（別表第2）を適用するものとする。ただし、本基準において規定する対象地域に限る。
  - 前各号の基準が適用されない許可の申請の場合は、既存源泉から半径500メートル以内は掘削禁止とする。
- 前項の申請には、関係法令を遵守する旨の申請者の確約書を添付するものとする。
  - 第1項の申請には、申請地を管轄する市町村長の意見書を添付するとともに、次の各

号のいずれかに該当する既存源泉について、源泉の権利を有する者（以下、「温泉権利者」という。）の同意書を添付するものとする。この場合において、意見書及び同意書が得られない場合は、その旨の理由書を添付するものとする。

一 別表第3に掲げる「特別な地域」において、申請地点から半径3,000メートル以内に既存源泉があるとき。

二 前号の「特別な地域」以外の「一般的地域」において、申請地点から半径1,500メートル以内に既存源泉があるとき。

4 前項第1号に該当する申請に際し、申請者は事前に科学的影響調査を実施するものとする。申請には、その結果書を添付するものとする。

5 第1項の申請のうち、温泉掘削申請については、掘削地点選定の根拠として掘削地周辺の地質調査書等を添付し、温泉動力装置許可申請については、事前に揚湯試験及び温泉成分分析を行い、その結果書を添付するものとする。

6 前項に規定する揚湯試験については、「揚湯試験実施要領」（別表第4）に基づき行うものとする。

7 既存源泉の1つを埋め戻してその近くに新たな源泉を掘削するいわゆる代替掘削に係る許可申請については、次に掲げる全ての事項に該当する場合に限り、本条第1項及び取扱基準で規定する距離規制は適用しないものとする。

一 現在採取している源泉の泉温や水位、湧出量を定期的に自ら把握して記録する等、適切に管理していること。

二 安定した量の温泉を採取していた井戸が物理的に故障する場合等であること。

三 代替掘削する源泉からの採取量が従来の採取量を上回らないこと。

四 代替掘削する源泉からの採取が開始された際は、現在採取している源泉を廃孔し、埋め戻すこと。

五 代替掘削しようとする者が現在採取している源泉について、温泉権利者であること。

8 前項の許可申請は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 代替掘削位置選定理由書

二 被代替掘削井廃孔確約書

三 被代替掘削井廃孔計画書

**(温泉掘削等許可申請者に対する事前指導)**

第3条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請をしようとする者に対して、温泉資源保護の見地から必要があるときは、工事の施工方法等について事前に協議を行い、適切な指導及び助言を行うものとする。

**(温泉掘削等許可申請書の受付締切り)**

第4条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請は、群馬県自然環境保全審議会温泉部会が開催される月の2月前の月末で受付を締め切るものとする。

**(温泉掘削許可申請)**

第5条 法第3条第1項の規定による申請は、温泉掘削許可申請書(細則別記様式第1号)1部を、知事(提出先は薬務課。以下同じ。)に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第1条第2項、細則第2条並びに要綱第2条第2項から第5項及び第8項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、地熱発電開発に伴う温泉掘削許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。

一 附近源泉位置図(掘削地点を中心とした、半径500メートル、1,500メートル、2,000メートル及び3,000メートルの円を記載すること)

二 工事工程表

三 温泉利用計画書

四 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類

五 地質柱状図作成責任者選任に関する書類

六 申請者が法人の場合は、全部事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類

3 規則第1条第2項第1号で規定する書面は、掘削をしようとする地点を明示した公図、敷地境界からの距離及び3点以上の不動点からの距離を明記した配置図、見取図(2,500分の1程度)及び案内図(25,000分の1程度)によるものとする。

4 規則第1条第2項第3号で規定する書面は、要綱別記様式第1号で例示する、温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。

5 規則第1条第2項第4号で規定する規程は、要綱別記様式第2号で例示する、災害防止

規程によるものとする。

- 6 規則第1条第2項第6号で規定する書類は、「温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類」（別表第5）によるものとする。

#### **（有効期間更新申請）**

第6条 法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定による申請は、有効期間の満了する日の30日前までに、有効期間更新申請書（細則別記様式第2号）1部を、知事に提出するものとする。

#### **（温泉掘削許可等合併・分割承継承認申請）**

第7条 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から30日前までに、温泉掘削許可等合併・分割承継承認申請書（細則別記様式第3号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第3条第2項で定める書類を添付するものとする。

3 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、掘削許可等の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し又は新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉掘削等許可地位承継の効力発生届（要綱別記様式第3号）1部を、知事に提出するものとする。

4 前項の届出には、次の書類を添付するものとする。

- 一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類
- 二 法人の役員が法6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）による申請時と異なる場合は、当該役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類
- 三 規則第1条第2項第4号に規定する災害防止規程（要綱別記様式第2号で例示）

#### **（温泉掘削許可等相続承継承認申請）**

第8条 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉掘削等相続承継承認申請書（細則別記様式第4号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第4条第2項で定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 規則第1条第2項第4号に規定する災害防止規程（要綱別記様式第2号で例示）

#### **（温泉掘削等のための施設等変更許可申請）**

第9条 法第7条の2第1項（法第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、掘削のための施設等変更許可申請書（細則別記様式第5号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第4条の3第2項で定める書類を添付するものとする。

#### **（温泉増掘許可申請）**

第10条 法第11条第1項の規定による増掘の許可の申請をしようとする者は、温泉増掘許可申請書（細則別記様式第7号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条第2項及び要綱第2条で定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、地熱発電開発に伴う温泉増掘許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。

一 申請理由書

二 附近源泉位置図（掘削地点を中心とした、半径500メートル、1,500メートル、2,000メートル及び3,000メートルの円を記載したもの）

三 地質柱状図

四 掘削孔断面図

五 工事工程表

六 温泉利用計画書

七 増掘工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策事項を記載した書類

八 地質柱状図作成責任者選任に関する書類

九 申請者が法人の場合は、全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類

3 規則第6条第2項第1号で規定する書面は、増掘をしようとする地点を明示した公図、配置図、見取図（2,500分の1程度）及び案内図（25,000分の1程度）によるものとする。

- 4 規則第6条第2項第3号で規定する書面は、要綱別記様式第1号で例示する、温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。
- 5 規則第6条第2項第4号で規定する規程は、要綱別記様式第2号で例示する、災害防止規程によるものとする。

#### (温泉動力装置許可申請)

第11条 法第11条第1項の規定による動力の装置の許可の申請をしようとする者は、温泉動力装置許可申請書（細則別記様式第8号）1部を、知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条第2項及び要綱第2条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、地熱発電開発に伴う温泉動力装置許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。

- 一 申請理由書
  - 二 附近源泉位置図（掘削地点を中心とした、半径500メートル、1,500メートル、2,000メートル及び3,000メートルの円を記載すること）
  - 三 地質柱状図
  - 四 掘削孔断面図
  - 五 動力装置の選定理由書
  - 六 動力装置の概要
  - 七 水位計設置計画書
  - 八 温泉利用計画書
  - 九 申請者が法人の場合は、全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類
- 3 規則第6条第2項第1号で規定する書面は、動力の装置をしようとする地点を明示した公図、配置図、見取図（2,500分の1程度）及び案内図（25,000分の1程度）によるものとする。

#### (目的外の掘削)

第12条 既存の温泉地内及びその周辺において、温泉を湧出させる目的以外で土地を掘削しようとする者に対して、掘削地域周辺において科学的調査等に基づき総合的に判断し

て明らかに温泉湧出が推知される場合は、事前に法第3条第1項の規定による申請書を知事に提出させるものとする。

ただし、地下水採取以外の目的で行う鉱物及び土石類の採掘並びにダム、その他の工作物の建設を目的とする掘削は、この限りでない。

#### **(温泉掘削等許可申請に基づく現地調査)**

第13条 法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請を受理したときは、申請者及び関係者の立会いの上、温泉掘削許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第4号）又は温泉増掘（動力装置）許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第5号）により現地調査を行うものとする。

#### **(工事施工方法の指導方針)**

第14条 法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による掘削又は増掘は、原則垂直掘りとする。ただし、取扱基準を適用する場合を除く。

#### **(温泉掘削等許可済標識の掲示)**

第15条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手する日までに、その掘削等の工事現場に、温泉掘削等許可済標識（要綱別記様式第6号）を掲示するものとする。

#### **(工事着手届)**

第16条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事に着手した日から7日以内に、温泉掘削・増掘・動力装置工事着手届出書（要綱別記様式第7号）1部を、知事に提出するものとする。

#### **(温泉掘削等工事状況報告)**

第17条 前条の届出を行った者のうち、掘削又は増掘の工事を行う者は、工事が完了するまでの間、毎月翌月10日までに、温泉工事状況報告書（要綱別記様式第8号）1部を、知事に提出するものとする。

#### **(温泉工事等の完了又は廃止の届出)**

第18条 法第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、工事完了・廃止届出書（細則別記様式第6号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の届出書を提出する場合には、規則第5条第2項で定める書類を添付するものとする。

なお、掘削により温泉が湧出した場合は、規則で定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 掘削孔断面図
- 二 地質柱状図
- 三 電気検層及び温度検層の結果を記載した書類
- 四 温泉成分分析書の写し

#### **（工事着手及び工事完了に伴う現地調査）**

第19条 要綱第16条及び法第8条第1項の規定による届出を受理したときは、届出者及び関係者の立会いの上、温泉（掘削・増掘・動力装置）工事着手・完了現地調査書（要綱別記様式第9号）により、現地調査を行うものとする。

#### **（温泉動力装置の変更届）**

第20条 法第11条第1項の許可を受けた者が、温泉動力装置の更新又は機種の変更（ただし、許可の範囲内とする。）を行う場合は、事前に、温泉動力装置変更届（要綱別記様式第10号）1部を、知事に提出するものとする。

#### **（温泉発見届）**

第21条 自然湧出の温泉を発見し、温泉の採取及び公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、温泉を採取及び利用する前に、温泉発見届（要綱別記様式第11号）1部を、知事に提出するものとする。

#### **（未利用源泉に対する指導）**

第22条 温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）に登載された源泉で、未利用のもの（以下、「未利用源泉」という。）について、その状況が長期間継続している場合には、温泉権利者に対して利用を図るよう指導するものとする。

ただし、温泉が湧出しない未利用源泉又は利用される見込みのない未利用源泉について



ては、次項に規定する原状回復の措置を執らせ、源泉廃孔届（要綱別記様式第12号）1部を、知事に提出するよう指導するものとする。

- 2 前項の届出に際し、温泉権利者が行う原状回復の措置は次のとおりとする。
  - 一 掘削井の場合は、温泉が湧出しないよう埋戻しの措置を講じるものとする。なお、法第14条の2第1項の許可を受けた温泉井戸については、「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法（平成27年3月）環境省自然環境局」に基づき原状回復の措置を講じるものとする。
  - 二 自然湧出している源泉の場合は、源泉周辺に装置した設備等を撤去する等、発見時の状況に回復するものとする。

#### **（未利用源泉に対する影響の取り扱い）**

第23条 法第9条（法第11条第2項又は第3項で準用する場合も含む。）の規定は、将来的に利用される見込みのない未利用源泉に対して法第4条第1項第1号の影響を及ぼした場合、適用しないものとする。

- 2 原則として5年以上継続して利用していない未利用源泉は、要綱第2条第3項及び取扱基準6(1)に規定する、同意書取得の対象となる既存源泉に含めないものとする。

#### **（休止源泉等の復旧に係る許可申請）**

第24条 温泉利用していたものの、現在、長期間埋没している源泉、温泉が湧出しない源泉又は湧出量の減少により利用されないまま放置され廃孔となった源泉を復旧しようとするときは、法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による許可申請を行うものとする。

### **第三章 温泉の採取に伴う災害の防止**

#### **（温泉採取許可申請）**

第25条 法第14条の2第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書（細則別記様式第9号）1部を、知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条の2第2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。

- 一 温泉採取を行おうとする場所の位置図

- 二 申請者が法人の場合は、全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類
- 3 規則第6条の2第2項第2号で規定する書面は、要綱別記様式第13号で例示する、温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面によるものとする。
- 4 規則第6条の2第2項第5号で規定する規程は、要綱別記様式第14号で例示する、災害防止規程によるものとする。

#### **（温泉採取許可合併・分割承継承認申請）**

- 第26条 法第14条の3第1項の規定による申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から30日前までに、温泉採取許可合併・分割承継承認申請書（細則別記様式第10号）1部を、知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条の4第2項で定める書類を添付するものとする。
  - 3 法第14条の3第1項の規定により、温泉採取の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し又は新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉採取許可地位承継の効力発生届（要綱別記様式第15号）1部を、知事に提出するものとする。
  - 4 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類
    - 二 法人の役員が法第14条の3第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書類
    - 三 規則第6条の2第2項第5号に規定する採取時災害防止規程（要綱別記様式第14号で例示）

#### **（温泉採取許可相続承継承認申請）**

- 第27条 法第14条の4第1項の規定による申請をしようとする者は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉採取許可相続承継承認申請書（細則別記様式第11号）1部を、知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条の5第2項で定めるもののほか、次に掲

げる書類を添付するものとする。

- 一 規則第6条の2第2項第5号に規定する採取時災害防止規程（要綱別記様式第14号で例示）

#### **（可燃性天然ガス濃度確認申請）**

第28条 法第14条の5第1項の規定による申請をしようとする者は、可燃性天然ガスの確認申請書（細則別記様式第12号）1部を、知事に提出するものとする。ただし、中核市管内で当該申請をする場合は、申請書2部を、知事（当該申請に係る区域を管轄する保健所長）に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条の7第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。

- 一 メタン濃度の測定の結果報告書の写し
- 二 申請者が法人の場合は、全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類

#### **（可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出）**

第29条 法第14条の6第2項の規定による届出をしようとする者は、確認を受けた者の地位承継届出書（細則別記様式第13号）2部（正本1部、副本1部）を、知事（当該届出に係る区域を管轄する保健所長）に提出するものとする。

- 2 前項の届出書を提出する場合には、規則第6条の8第2項で定める書類を添付するものとする。
- 3 保健所長は、法第14条の6第2項の届出を受け付けたときは、正本1部を知事に進達するものとする。

#### **（温泉採取のための施設等変更許可申請）**

第30条 法第14条の7第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉採取のための施設等変更許可申請書（細則別記様式第14号）1部を、知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第6条の10第2項で定める書類を添付するものとする。

3 法第14条の7第1項の規定により、温泉採取のための施設等の変更許可を受けた者が、工事を完了した場合は、速やかに、温泉採取施設等変更許可工事完了届（要綱別記様式第16号）1部を、知事に提出するものとする。

4 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。

一 設備の設置の状況を現した写真

二 規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果

#### **（温泉採取の許可申請に基づく現地調査）**

第31条 法第14条の2第1項の規定による申請を受理したときは、申請者及び関係者の立会いの上、温泉採取許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第17号）により、現地調査を行うものとする。

#### **（温泉採取事項変更届）**

第32条 法第14条の2第1項の許可又は第14条の5第1項の確認を受けた者が、採取のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上、法第14条の7第1項に規定する変更該当しない軽微な変更又は住所、氏名等を変更した場合は、温泉採取（許可・確認）事項変更届（要綱別記様式第18号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

二 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程を変更した場合にあっては、変更後の当該規程

#### **（温泉採取事業廃止届）**

第33条 法第14条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、温泉採取事業廃止届出書（細則別記様式第15号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の届出書を提出する場合であって、法第14条の2第1項の許可を受けた者にあつては、規則第6条の11第2項で定める書類を添付するものとする。

### **第四章 温泉の利用**

### (温泉利用許可申請)

第34条 法第15条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉利用許可申請書（細則別記様式第16号）1部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第7条第2項及び細則第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 源泉から施設までの引湯経路図

二 施設配置図

三 利用施設の立面図（硫黄泉の浴用又は硫黄泉以外の飲用の場合）

四 「温泉利用基準（飲用利用基準）（平成19年10月1日付け環自総発第071001002号）」及び「飲泉施設設置基準」（別表第6）に基づく検査結果（硫黄泉以外の飲用の場合）  
なお、1年以内実施した分析結果とする。

五 温泉成分分析書の写し

六 申請者が法人の場合は、全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類

3 前項第五号の温泉成分分析書の写しの取扱いは次によるものとする。

一 温泉の浴用にあたっては、原則として利用場所（浴室、浴槽、温泉スタンド、その他温泉を注入する蛇口）における分析結果とするが、源泉と利用場所との間でその成分に差異がないと認められるときは、源泉における分析結果をもって代えることができる。  
なお、10年以内実施した分析結果とする。

二 温泉の飲用にあたっては、飲泉口における分析結果とする。

なお、3年以内実施した分析結果とする。

### (温泉利用許可申請者に対する事前指導)

第35条 保健所長は、硫黄泉の浴用利用許可申請をしようとする者に対して、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成29年9月1日付け環境省告示第66号）」に基づき、利用施設の構造、利用源泉の管理及び硫化水素ガス除去等について指導するものとする。

2 保健所長は、温泉の飲用利用許可申請をしようとする者に対して、「温泉利用基準（飲用利用基準）」及び「飲泉施設設置基準」（別表第6）に基づき、利用施設の構造、設置場所及び利用源泉の管理等について指導するとともに、利用予定源泉について、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素（TOC）の検査を行わせ、基準に適合していることを確認するも

のとする。

#### **(温泉利用許可申請に基づく現地調査)**

第36条 保健所長は、法第15条第1項の規定による申請を受理したときは、申請者立会いの上、温泉利用許可申請に基づく現地調査書（要綱別記様式第19号）により、現地調査を行うものとする。

#### **(温泉利用許可の単位)**

第37条 法第15条第1項の規定による許可の単位等は、別表第7によるものとする。

#### **(温泉利用に係る審査)**

第38条 知事は、温泉利用に係る審査について、一般社団法人群馬県温泉協会長から意見を徴することができるものとする。

2 一般社団法人群馬県温泉協会長は、知事から依頼のあった審査について、温泉利用認定委員会を開催し、審査結果を知事に報告するものとする。

#### **(温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意事項の決定)**

第39条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可を行ったときは、「「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」及び「鉱泉分析法指針（平成26年度改訂）」について（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知）」、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知）」及び「療養泉に該当しない温泉の適応症について（通知）（平成8年11月12日付け衛生環境部長（薬務課）通知）」に基づき、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項を決定し、温泉の禁忌症・適応症及び（入浴・飲用）上の注意決定書（要綱別記様式第20号）により申請者に通知するものとする。

また、法第15条第1項の規定による許可のうち、温泉を足湯又は手湯等として、公共の浴用に供する場合は、「足湯に係る法14条（現行法18条）の掲示等について（通知）（平成16年1月7日付け薬第113-1号保健福祉部長（薬務課）通知）」に準じて、温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意事項を決定し、温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意決定書（要綱別記様式第21号）により申請者に通知するものとする。

- 2 利用する温泉の泉質が変わった場合等により、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の再決定を受けようとする者は、温泉の禁忌症・適応症及び入浴（飲用）上の注意再決定願（要綱別記様式第22号）1部を、温泉成分分析書の写しを添えて、当該再決定願に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。
- 3 保健所長は、前項の再決定願を受理したときは、温泉の禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項の再決定を行い、温泉の禁忌症・適応症及び（入浴・飲用）上の注意決定書（要綱別記様式第20号）又は温泉の禁忌症・適応症及び入浴上の注意決定書（要綱別記様式第21号）により再決定を受けようとする者に通知するものとする。

#### **（温泉利用許可済証の掲示）**

- 第40条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可を行ったときは、温泉利用許可済証（要綱別記様式第23号）を、申請者に交付するものとする。
- 2 法第15条第1項の許可を受けた者は、前項の温泉利用許可済証（要綱別記様式第23号）を、施設内の見やすい場所に掲示するものとする。
  - 3 法第15条第1項の許可を受けた者であって、本条第1項の許可済証を破損又は紛失したときは、温泉利用許可済証再交付願（要綱別記様式第24号）1部を、当該交付願に係る区域を管轄する保健所長に提出し、許可済証の再交付を受けるものとする。

#### **（温泉利用許可合併・分割承継承認申請）**

- 第41条 法第16条第1項の規定による申請をしようとする法人は、合併又は分割の予定日から30日前までに、温泉利用許可合併・分割承継承認申請書（細則別記様式第17号）1部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長へ提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第8条第2項で定める書類を添付するものとする。
  - 3 法第16条第1項の規定により、温泉利用の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し又は新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉利用許可地位承継の効力発生届（要綱別記様式第25号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。
  - 4 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 地位の承継を受けた法人の全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類

- 二 法人の役員が法第16条第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書類

#### (温泉利用許可相続承継承認申請)

第42条 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉利用許可相続承継承認申請書（細則別記様式第18号）1部を、当該申請に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第9条第2項で定める書類を添付するものとする。

#### (温泉成分等揭示届)

第43条 法第18条第4項の規定による届出をしようとする者は、温泉成分等揭示届出書（細則別記様式第19号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

- 2 前項の届出書を提出する場合には、揭示をしようとする揭示物の写し及び温泉成分分析書の写しを添付するものとする。ただし、要綱第34条第1項又は要綱第39条第2項に基づき既に温泉成分分析書の写しを提出している場合及び温泉成分分析書(写しを含む)を揭示物とする場合は、温泉成分分析書の写しの添付を省略とし、揭示物の写しのみを添付するものとする。

- 3 法第15条第1項の許可を受けた者は、法第18条第3項及び施行令第1条の規定により、10年以内ごとに、登録分析機関による温泉成分分析を受けることとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、温泉権利者等が行った温泉成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら温泉成分分析を受けることは要しないものとする。

- 4 前項の規定により温泉成分分析の結果を受けた者は、その結果通知を受領した日から30日以内に、法第18条第4項の規定により、温泉成分等揭示届出書（細則別記様式第19号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

- 5 保健所長は、法第18条第4項の規定による温泉成分等揭示届の提出があったときは、要綱第39条の決定内容と相違がないか等審査の上、必要があると認めるときは、法第18条第5項の規定に基づき揭示内容の変更を命ずるものとする。



#### **(温泉利用許可事項変更届)**

第44条 法第15条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可施設を改修しようとする場合又は住所、利用施設名等を変更する場合は、事前に、温泉利用許可事項変更届（要綱別記様式第26号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

ただし、浴室・温泉スタンド又はその他温泉を注入する蛇口の全面的な改修等、改修前と改修後の事情が著しく異なる場合は、法第15条第1項の規定による温泉利用許可申請書を提出するものとする。

2 保健所長は、前項の変更届を受理したときは、届出者立会いの上、必要に応じて現地調査を行うものとする。

#### **(市町村合併による温泉利用権利者変更届)**

第45条 市町村合併により、新市町村が合併関係市町村の温泉利用許可施設を所有し、引き続き温泉を利用するときは、当該市町村長は当該施設に係る温泉利用権利者変更届（要綱別記様式第27号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出させるものとする。

#### **(温泉利用廃止届)**

第46条 法第15条第1項の許可を受けた者がその利用を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、温泉利用廃止届出書（要綱別記様式第28号）1部を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、温泉の監視により温泉の利用を廃止していることが明らかなものについて、温泉利用廃止届が提出される見込みのないときは、その事実を確認した時点で届出があったものとみなし、温泉利用許可台帳（要綱別記様式第34号）を整理できるものとする。

#### **(温泉利用許可の取消等の調査報告)**

第47条 保健所長は、法第31条の規定による許可の取消又は温泉利用の制限若しくは危害予防の措置が必要と認められるときは、温泉利用許可（取消・制限・措置）の調査報告書（要綱別記様式第29号）を作成し、薬務課長あてに報告するものとする。

#### **(温泉成分分析施設登録申請)**

第48条 法第19条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉成分分析施設登録申請書（細則別記様式第20号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、規則第12条で定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第19条第2項第3号に規定する分析機器一覧及びその配置図

二 規則第12条第1項第4号に規定する過去3年分の事業報告書及び過去3年分の決算書（貸借対照表、財産目録）又はこれに代わるもの

三 温泉成分分析以外の各種登録等に関するもの

3 法第19条第1項の規定による申請を受理したときは、申請者立会いの上、現地調査を行うものとする。

#### **（登録分析機関登録事項変更届）**

第49条 法第20条の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、登録事項変更届出書（細則別記様式第21号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 全部事項証明書（写し可）又は登記情報提供サービスの法人登記情報の照会番号（有効な照会番号に限る）を記載した書類（法人の「主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者等役員」の変更の場合）

二 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（個人の「氏名又は住所」の変更の場合）

三 変更後の役員が法第19条第4項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約する書面

四 分析施設に関する変更の場合、変更前後が確認できる図面

五 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能に関する変更の場合、変更前後の内容が確認できるカタログ等の書類

#### **（温泉登録分析機関業務廃止届）**

第50条 法第21条の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、温泉成分分析業務廃止届出書（細則別記様式第22号）1部を、知事に提出するものとする。

2 前項の届出書を提出する場合は、登録済書を添付するものとする。

#### **（温泉権利者等変更届）**

- 第51条 温泉権利者から譲受け等により、新たにその源泉の温泉権利者となった者は、その事実の生じた日から20日以内に、温泉権利者等変更届出書（要綱別記様式第30号）2部（正本1部、副本1部）を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。ただし、中核市管内で当該届出をする場合は、届出書1部を、知事に届け出るものとする。
- 2 保健所長は、前項の届出を受け付けたときは、正本1部を知事に進達するものとする。

#### **（温泉監視）**

- 第52条 薬務課長及び保健所長は、必要に応じ管内の源泉及び温泉利用施設等の監視及び指導を行うものとする。
- 2 前項の監視及び指導は、別に定める「温泉監視要領」（別表第8）により行うものとする。

#### **（源泉調査）**

- 第53条 薬務課長及び保健所長は、温泉行政の基礎資料を収集するため、年1回県内に所在する全源泉の実態を、また必要があるときは随時個別源泉の実態を調査するものとする。
- 2 前項の調査は、別に定める調査要領により、関係者立会いの上行うものとし、その結果は温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）に記録、整理するものとする。

#### **（源泉等の管理）**

- 第54条 温泉権利者は、源泉地の安全対策及び湧出する温泉の衛生面の確保について、自主的に適切な管理を行うために、温泉管理責任者の選任及び源泉標識（要綱別記様式第31号）の設置をするものとする。
- 2 温泉権利者は、前項の温泉管理責任者を選任又は変更した場合は、温泉権利者等変更届出書（要綱別記様式第30号）2部（正本1部、副本1部）を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。ただし、中核市管内で当該届出をする場合は、届出書1部を、知事に届け出るものとする。
- 3 温泉権利者は、温泉資源保護の観点から、「温泉モニタリングマニュアル（平成27年3月環境省自然環境局作成）」に基づき、泉温、湧出量（揚湯量）及び水位が測定可能な装置を設置し、温泉モニタリングを行うものとする。特に、温泉掘削等の工事終了時には必ず測定可能な機器を設置するものとする。
- 4 温泉権利者は、10年に1度、源泉での温泉成分分析を登録分析機関に依頼し、分析結果

を知事又は管轄する保健所長へ報告するものとする。ただし、要綱第43条第2項に基づき源泉での温泉成分分析書の写しを提出している場合は保健所長への報告を省略できるものとする。

- 5 硫黄泉に分類される源泉を利用する者は、「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（平成29年3月環境省作成）」並びに温泉採取許可を受けた源泉を利用する者は、「温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面」及び「災害防止規定」に基づき、必要な安全対策を講じるものとする。

#### **（温泉源泉台帳）**

第55条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者は、工事完了後、温泉採取及び利用を行うに際し、温泉源泉台帳登載願（要綱別記様式第32号）1部を、知事に提出するものとする。

- 2 前項の登載願又は要綱第21条の規定による届出を受理したときは、温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）を作成し備え付けるとともに、写しをその源泉の所在地を管轄する保健所長に送付するものとする。

- 3 温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）の記載事項に変更等が生じた場合は、その状況を記録するものとする。

- 4 温泉源泉台帳（要綱別記様式第33号）は、原則として非公開とする。ただし、照会があった場合は、法人又は個人の権利利益や財産権を侵害しない範囲において応じるものとする。

#### **（温泉利用許可台帳）**

第56条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可、要綱第44条の規定による許可事項の変更及び要綱第46条の規定による許可の廃止等の状況を記録するため、温泉利用許可台帳（要綱別記様式第34号）を備え付けるものとする。

- 2 温泉利用許可台帳（要綱別記様式第34号）の記載事項に変更等が生じた場合は、その状況を記録するものとする。

#### **（温泉利用許可等業務報告）**

第57条 保健所長は、法第15条第1項の規定による許可申請及び許可処分並びに温泉利用にかかる諸届等の状況を、温泉利用許可等業務報告書（要綱別記様式第35号）により、四

半期ごとに薬務課長に報告するものとする。

## 附則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

平成4年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成7年4月1日一部改正

平成8年4月1日一部改正

平成9年1月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成14年12月26日一部改正、平成14年4月1日適用

平成16年12月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成17年6月20日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和5年12月1日一部改正